

新たな子ども家庭相談センターの開設について

平成27年3月17日

滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

子ども家庭相談センターの機能強化を図りつつ、迅速な意思決定や円滑な情報共有を確保するために、中央子ども家庭相談センターの管轄区域を見直し、新たな子ども家庭相談センターを開設する。これにより、県全体の子ども家庭相談体制強化の一層の推進を図る。

1 開設場所 大津市におの浜四丁目4-5（旧大津市保健所）

2 管轄区域 大津市、高島市

	人口 (H26.10.1)	児童人口 (H26.10.1)	H25 児童虐待相談件数 (児相対応分)
大津市	341,902 人	59,205 人	383 件
高島市	50,400 人	7,500 人	56 件
合計	392,302 人	66,705 人	439 件
県全体に占める割合	27.7%	26.7%	34.2%

人口、児童人口：滋賀県推計人口年報 児童虐待相談件数：子ども・青少年局調べ

3 開設時期 平成28年度を目途に早期の開設を目指す

4 3センター体制の構築に向けて充実・強化すべき取組

- ・中央子ども家庭相談センターのセンター相互の応援調整等の中央機能の強化
- ・彦根子ども家庭相談センターの町を支援する取組の強化
- ・市町や関係機関との役割分担や協働の推進
- ・人材の確保と育成 等

(経過と今後の予定)

平成25年3月 社会福祉審議会答申「子ども家庭相談センターのあり方について」

→ 新たなセンターの設置も含め、機能強化の具体化を検討するよう提言

平成26年3月 子ども家庭相談センター機能強化推進方策策定

→ 中央子ども家庭相談センターの管轄区域を見直し、新たな子ども家庭相談センターを設置することを決定

10月 設計委託料の補正予算可決

11月 設計委託（～平成27年3月）

平成27年度 建築（改修）工事、開設準備